**くらしの情報**

くらしの情報や各種募集、催し・講座、健康情報を紹介します。

**市民生活におけるエコ活動を支援します**

問い合わせ 環境保全課環境保全担当　電話23-6074

エネルギー価格の高騰が続く中、生活費用の負担軽減および地球温暖化防止への取り組みを推進するため、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の設置や導入を支援します。

　詳しい要件などは、事前に環境保全課へ問い合わせください。

**1太陽光発電設備設置事業**

補助金額　1キロワット当たり1万円（上限4万円）

**2定置用リチウムイオン蓄電池導入促進事業**

補助金額　10万円

**3家庭用高効率給湯器設置事補業**

補助金額　1万5千円

**4 V2H充放電設備設置事業**

補助金額5万円

■共通要件

* 対象者は、市税の滞納がない市民
* 購入先および設置請負者が市内事業者の場合は、5千円を加算し助成
* 事業を組み合わせて申請する場合の上限額は22万5千円

■共通条件

* 申請者が住居・事務所（店舗または事務所などと兼用している住居も含む）として使用している建物に設置すること
* 令和5年4月1日以降の日付の対象機器の見積書または契約書の写しが必要

■受付期間

10月16日（月曜日）～令和6年2月29日（木曜日）（先着順）

■申し込み方法

　環境保全課に備え付け、または市ウェブサイトからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて持参。先着順に受け付けを行い、申請額が予算の総額に達した場合は、受け付け終了となります。

※郵送の場合や必要書類などに不足がある場合は、受け付けできません。

■申込先

　環境保全課

**給与支払報告書の作成準備は早めに行いましょう**

問い合わせ 税務課市民税担当　電話23-2148

　給与支払報告書の作成・提出

　給与の支払いを行う法人または個人は、令和５年中に従業員（事業専従者・アルバイト・パートを含む）に支払った給料・賃金・賞与などを基に、給与支払報告書を作成し、提出してください。

　期限内に提出がないと、市民税・県民税の課税を年度当初に行えず、従業員が１回当たりに納付する金額が増える可能性があります。早期提出に協力ください。

※また、提出の際は、法人番号と従業員の個人番号の記載が必要です。全ての項目を正しく記入するよう注意してください。

■提出期限

　令和６年1月31日（水曜日）

■提出先

　令和6年１月１日現在における従業員の住民登録地の市町村

※郵送する場合は、該当の市町村の担当部署を確認し、提出期限まで到着するように郵送してください。

による提出の推奨

　インターネットを利用した地方税ポータルシステム（eLTAX）には、申告書の入力・計算誤りを防ぐチェック機能や、一度で複数の地方公共団体に提出できる機能などがあります。

　詳細は、地方税ポータルシステム（eLTAX）のウェブサイトで確認してください。

特別徴収税額通知の電子化

　令和６年度から市県民税特別徴収税額通知の電子データでの受け取りが可能となります。

　詳細は地方税ポータルシステムの特設サイトで確認してください。

**大崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(案)への意見を募集します**

問い合わせ デジタル戦略課情報政策担当　電話23-5091 ファクス23-2427

市の機関などにおける申請・届け出、その他の手続きなどを、情報通信技術を活用した方法で行えるよう皆さんから条例（案）に関する意見を募集します。

■条例案の公表方法

①市ウェブサイトでの閲覧

②窓口での閲覧

* 市政情報センター（市役所本庁舎1階）
* 市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）

■対象

　市民または市内に通勤・通学している人、市内に事業所を有する個人または法人

■募集期間

　11月7日（火曜日）～11月27日（月曜日）

■意見の提出方法

　条例案に対する意見と氏名（名称）、住所、連絡先（電話番号など）を必ず記入し、持参、郵送、ファクス、Eメール、市ウェブサイトの応募フォームのいずれかで提出

※匿名、電話の意見には応じられません。

①持参の場合

　月曜日～金曜日8時30分～17時15分（祝日を除く）

　デジタル戦略課または各総合支所地域振興課に持参

②郵送の場合

　〒989- 6188

大崎市古川七日町1番１号　デジタル戦略課に郵送（11月27日（月曜日）消印有効）

③ファクスの場合

　デジタル戦略課に送信

④Eメールの場合

　件名を「大崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（案）への意見」とデジタル戦略課（digital＠city.osaki.miyagi.jp）に送信

⑤市ウェブサイトの応募フォームの場合

二次元コードを読み取り、入力

※応募フォームの開設期間は11月7日（火曜日）～11月27日（月曜日）です。

**令和6年度からの奨学生を募集します**

問い合わせ 学校教育課学校総務担当　電話23-2212

令和6年４月に進学・進級する人で、大崎市奨学資金の貸与を希望する予約奨学生を募集します。

※高校在学中に貸与を受けていた人が、大学や専門学校へ進学し、引き続き貸与を希望する場合は、期間内に再度応募してください。

大崎市奨学資金とは

　有用な人材を育成するため、高校・大学への進学意欲と能力のある人に教育を受ける機会を保障し、無利子で奨学資金を貸与する制度です。

■貸与月額

高校生　１万5千円

大学生・短期大学生・専門学校生など　３万円

■貸与期間

　正規の修学年限が満了する月まで

■貸与方法

　年２回、奨学生名義の口座に振り込み

■対象

　次の全てを満たす人

①保護者が市民であること

②経済的理由で修学困難な人

③第１学年から応募時点までの５段階評定の平均値が３・０以上の人

※平均値が３・０未満の場合は、学校長の所見が必要です。

④2人の連帯保証人がいる人（1人は保護者、もう1人は生計を別にする返済資力のある人）

■償還方法

　卒業した翌年から７年以内に年賦、半年賦、月賦のいずれかの方法で全額償還してください。

※利子はありません。

大崎市奨学資金の申請方法

　申請書などは、学校教育課および各基幹公民館、市内の中学校、大崎管内14高等学校で配布します。

■募集人員

高校生　10人程度

大学生・短期大学生・専門学校生など　20人程度

■募集期間

　11月1日（水曜日）～12月11日（月曜日）

■奨学生の採用決定

　大崎市奨学資金貸与事業運営委員会で令和6年2月に審査・選考を行い、内定者を決定します。選考結果は、全応募者へ通知します。

　内定した人が、令和6年4月中に誓約書と在学証明書を提出することにより、正式な貸与決定となります。

**大崎市奨学資金貸与事業への寄付を受け付けています**

　経済的理由で修学困難な学生に奨学資金を貸与するため、皆さんからの寄付を募集しています。

　寄付は、2,000円以上の場合に税制上の優遇措置（所得税や住民税などの控除）を受けることができます。詳しくは、学校教育課まで問い合わせください。